

市に寄せられた意見など【広聴】

市役所本所、各支所に設置している「市民ご意見箱」や電子メールなどで、3月から9月までに市民の皆さんから寄せられたご意見・ご質問の一部を紹介いたします。（ご意見・ご質問のあった日付順に掲載しています。）

浄水場の配水区域について

自宅の水道水はこの浄水場から配水されているのか。

【回答▽水道課】

笠間市では、自己水源の浄水施設と県企業局涸沼川浄水場から供給を受ける水道水を配水しています。笠間地区は約90%、友部・岩間地区は約50%が涸沼川浄水場（県企業局）から受水していますが、需要と供給のバランスで随時割合は変動しています。

涸沼川浄水場の水道水は箱田配水池（笠間地区）・高区配水池（友部地区）・愛宕配水池（岩間地区）・安居配水池（岩間地区）のタンクで受水し市内へ配水しています。

笠間市管理の石寺浄水場（笠間地区）・宍戸浄水場（友部地区）・吉岡浄水場（岩間地区）は地下水を取水し処理後市内へ配水しています。

水道水の水圧・水量等の安定供給を図るため、各地区とも道路に布設されている水道管の中で自己水源の水道水と県企業局涸沼川浄水場から供給されている水道水が混合され配水されています。

このようなことから、特定地区の水道水はどの水源供給エリアかなどのご質問には、個別にお答えすることが困難であることをご了承ください。

笠間駅前駐輪場について

契約スペースに毎回別の自転車が多まっているので、改善して欲しい。

【回答▽市民活動課】

笠間駅前駐輪場（市営笠間駅北口自転車駐車場）の管理は、平成19年度から指定管理者制度を導入し、笠間観光協会に委託しています。笠間駅は観光地笠間市の玄関口ということもあり、市では施設利用者の利便性、安全性および快適性を確保・向上に努めるよう指導しています。

今後は、更に注意して管理するよう指導しましたが、市職員も定期巡回を増やして、いたずら等にも目を光らせていきます。

お気づきの点については、笠間観光協会の職員が常駐していますので、その都度、お伝えいただければ速やかに対応します。

岩間海洋センターの使用について

早朝練習をしたいが、可能なのか。

【回答▽スポーツ振興課】

条例により岩間海洋センターグラウンドの使用時間は午前9時から午後5時までとなっていますが、利用目的に相当の理由があれば、利用できる場合がありますので、岩間海洋センター事務所へご相談ください。

	区分	要望	苦情	お礼	問合せ	意見	その他	月計	合計
3月	ご意見箱	1	4	3	—	5	1	14	129
	電子メール	28	14	1	42	22	8	115	
4月	ご意見箱	—	2	2	—	1	1	6	46
	電子メール	7	2	—	20	5	6	40	
5月	ご意見箱	4	—	—	—	2	—	6	54
	電子メール	6	5	—	18	18	1	48	
6月	ご意見箱	5	2	—	—	—	—	7	47
	電子メール	5	4	—	22	8	1	40	
7月	ご意見箱	—	—	1	—	3	—	4	36
	電子メール	1	3	—	14	9	5	32	
8月	ご意見箱	4	3	—	—	2	—	9	43
	電子メール	3	4	—	16	7	4	34	
9月	ご意見箱	4	—	—	—	1	—	5	38
	電子メール	4	2	—	19	5	3	33	

〔問合せ〕 秘書課（内線226）

パブリック・コメントを実施しています

「パブリック・コメント手続制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、素案を広く公開し、意見や情報をできる限り施策等に反映させるという制度です。実施期間中は、ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。

案件名：暴力団排除条例（案）

要 旨：昨年9月に茨城県暴力団排除条例が制定され、本年4月施行となりました。

暴力団による犯罪被害等の状況に鑑み、笠間市も暴力団排除条例を制定・施行することで、市や市民等の取り組むべき姿勢や責務を明らかにします。

更に、県との協力のもと、市民等と一丸となって市内から暴力団排除を徹底することで、市民等の安全で平穏な生活を確保するとともに社会経済の健全な発展を図ることを目的としています。

意見の提出方法：氏名・住所を明記し、直接または郵送、FAX、Eメールで提出してください。書式は任意です。

実施期間（意見提出期間）：10月14日（金）～11月4日（金）

問合せ・提出先：〒309-1792 笠間市中央 3-2-1 市民活動課（内線134）

FAX：0296-78-0612 Eメール：info@city.kasama.lg.jp